

平成28年3月25日(金) 裁決の概要

(別紙)

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
					審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構 札幌市の女性	平26.5.20	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 認定	取消し 処分庁は、大量の石綿にばく露した可能性はあるが、具体的な作業内容の特定にまでは至らず大量の石綿ばく露の客観的な確認はできなかった。また、放射線画像からは石綿肺と判定できないとしている。しかし、申請中死亡者等が申告した石綿に関連する作業内容等は、相当程度詳細かつ具体的で、客観的な年金記録により裏付けられている部分もあって十分信用でき、その作業内容等から大量の石綿へのばく露が認められる。また、放射線画像上は、石綿肺である可能性は否定できない。以上を総合考慮すると、石綿肺であったと判断するのが相当である。なお、処分庁も認めるとおり著しい呼吸機能障害があり、本事案は著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺であると判定する。 よって、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかったと認められないとして石綿健康被害救済法第5条第1項の規定による決定を行わないとした原処分は違法であるから、これを取り消す。	審査請求人は申請中死亡者の娘。申請中死亡者は、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患したとして申請。	平25.10.29	平26.3.28
2	独立行政法人環境再生保全機構 大阪市の男性	平26.7.22	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	棄却 請求人については、放射線画像上びまん性胸膜肥厚は認められず、適正な呼吸機能検査による検査値を得ることができず、著しい呼吸機能障害の有無を判断できなかった。なお、石綿ばく露作業におおむね3年以上従事していた可能性は認められる。 よって、原処分を相当とする。	審査請求人は申請中死亡者の息子。申請中死亡者は、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患したとして申請。	平26.3.7	平26.5.29
3	独立行政法人環境再生保全機構 大阪市の女性	平26.7.26	肺がん 認定	棄却 病理学的所見では、原発性肺がんであると認められたが、放射線画像上、明らかな胸膜プラークは認められず、肺線維化所見は認められなかった。また、石綿小体等計測結果では、基準値に満たなかった。 提出された資料からは、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる所見は認められない。 よって、原処分を相当とする。	審査請求人は本人。審査請求人は、石綿を吸入することにより肺がん罹患したとして申請。	平23.2.15	平26.5.29
4	独立行政法人環境再生保全機構 千葉県白井市の男性	平26.8.6	著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 認定	棄却 大量の石綿へのばく露歴が認められ、また、著しい呼吸機能障害も認められる。しかし、放射線画像上、びまん性胸膜肥厚は認められず、著しい呼吸機能障害はびまん性胸膜肥厚に由来するものとは認められない。以上から、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚であると判定できず、原処分を相当とする。	審査請求人は本人。審査請求人は、石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患したとして申請。	平26.4.9	平26.7.3
5	独立行政法人環境再生保全機構 神奈川県平塚市の女性	平26.10.2	著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料	棄却 大量の石綿にばく露した可能性が認められる。放射線画像上、間質性肺炎であるが、左右差があるうえ70歳前後から間質性肺炎が悪化していることから、石綿肺以外の間質性肺炎である蓋然性が高い。著しい呼吸機能障害の有無について、請求人の提出資料には呼吸機能に関する医学的資料がなかったため、当審査会は受診医療機関に照会を行ったが、呼吸機能に関する資料は提出されず、著しい呼吸機能障害の有無を判断できなかった。なお、処分庁の判定は、石綿肺かどうかについての結論を示しておらず不十分である。以上から、原処分は結論においては相当であり、審査請求人の請求には理由がない。	審査請求人は未申請死亡者の妻。審査請求人は、未申請死亡者が石綿を吸入することにより著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患したとして申請。	平26.4.30	平26.8.27